



山形県公報

平成19年1月12日(金)
第1806号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                        |
|------------------------------------|------------------------|
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....             | (健康福祉企画課) ... 9        |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....          | (同) ...10              |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....          | (同) ...同               |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                | (最上総合支庁福祉課) ...11      |
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ...同         |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                 | (村山総合支庁農村計画課) ...同     |
| 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....    | (庄内総合支庁水産課) ...12      |
| 道路の区域の変更.....                      | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...14 |
| 県道の供用の開始.....                      | (同) ...同               |
| 道路の区域の変更.....                      | (庄内総合支庁建設総務課) ...同     |
| 同.....                             | (同) ...15              |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | (村山総合支庁建築課) ...同       |
| 同.....                             | (同) ...同               |
| 同.....                             | (最上総合支庁建築課) ...16      |
| 道路の位置の指定.....                      | (置賜総合支庁建築課) ...同       |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....   | (出納局) ...同             |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                               |    |
|-------------------------------------------------------------------------------|----|
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... | 18 |
|-------------------------------------------------------------------------------|----|

### 公 告

|                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ...同 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (同) ...同           |
| 同.....                    | (同) ...19          |
| 同.....                    | (置賜総合支庁企画振興課) ...同 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地            | 指定年月日      |
|-----------------------|--------------------------------|-----------------------|------------|
| 短期入所施設第二白水荘           | 介護予防短期入所生活介護                   | 東根市大字蟹沢897 - 1        | 平成18. 8. 1 |
| デイサービスセンター第二白水荘       | 介護予防通所介護                       | 同                     | 同          |
| デイサービスセンター白水荘         | 介護予防通所介護                       | 東根市大字野川2074番地の99      | 同          |
| 短期入所施設白水荘             | 介護予防短期入所生活介護                   | 同                     | 同          |
| 山辺町社会福祉協議会訪問介護事業所     | 介護予防訪問介護                       | 東村山郡山辺町大字大塚836番地 1    | 同          |
| 特定非営利活動法人「ほほえみサービス米沢」 | 介護予防訪問介護                       | 米沢市大町三丁目 4 番15号       | 同 11. 1    |
| 高齢者支援センター はびねす大森      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護               | 山形市大字風間1206番 2 - 202号 | 同 12. 1    |
| ケアセンターとこしえあやめ通り       | 小規模多機能型居宅介護                    | 長井市緑町12番50号           | 同          |
| ケアステージとこしえあやめ通り       | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 同 緑町12番50 - 1号        | 同          |
| 公立置賜長井病院              | 訪問リハビリテーション<br>介護予防訪問リハビリテーション | 同 屋城町 2 番 1 号         | 同          |
| 特別養護老人ホームひがしざわ        | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護       | 村山市榎岡笛田二丁目19番57号      | 同 12. 5    |

## 山形県告示第13号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地  | 廃止年月日      |
|-----------------|------------------|-------------|------------|
| ケアセンターとこしえあやめ通り | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 長井市緑町12番50号 | 平成18.11.30 |

## 山形県告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ライフサポート杏の里  
長井市成田1888番 1
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |              | 変更年月日      |
|-------------|--------------|------------|
| 変 更 前       | 変 更 後        |            |
| 長井市成田1621番地 | 長井市成田1888番 1 | 平成18.11. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

飯豊町訪問看護ステーション  
西置賜郡飯豊町大字椿3654番地 1

## (2) 届出の内容

| 訪問看護ステーションの所在地   |                    | 変更年月日      |
|------------------|--------------------|------------|
| 変 更 前            | 変 更 後              |            |
| 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 西置賜郡飯豊町大字椿3654番地 1 | 平成18. 5.29 |

## 山形県告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                         | 指定年月日      |
|--------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人ドリーム・ポイント<br>新庄市住吉町 3 番 5 号 | 居宅介護支援事業所ネスト・サポート<br>新庄市住吉町 3 番 3 号 | 平成18.12.27 |

## 山形県告示第16号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程  
山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.45%」を「年0.40%」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年11月22日から適用する。
- 平成18年11月22日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第17号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(天童地区 基幹水利施設補修事業)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(天童地区 基幹水利施設補修事業)事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所

天童市役所  
河北町役場

3 縦覧に供する期間

平成19年 1月17日から同年 2月15日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県をを被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第18号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を推し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

記

- 1 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 2 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

第 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項

- 1 第一種特定海洋生物資源の平成18年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期      | 本県に定められた数量 |
|-------------|-----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月  | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 か ら 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 か ら 翌 年 6 月 | 23トン       |
| す る め い か   | 1 月 か ら 12 月    | 若 干        |

## 2 第一種特定海洋生物資源の平成19年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 24トン       |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

## 第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

## 【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期漁獲実績程度となるように努めるものとする。

## 【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

## 【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業しつつ、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

## 【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

## 第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成19年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成19年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成19年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

## 第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成19年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成19年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成19年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

## 第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

## 【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

## 第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

## 山形県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年1月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 岳谷上屋地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字岩倉字五輪原993番2から<br>同 975番1まで | 旧    | 26.2メートル<br>↓<br>6.5 | メートル<br>158 |
| 同 上                                 | 新    | 19.2メートル<br>↓<br>9.0 | 同 上         |

## 山形県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年1月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 岳谷上屋地線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字岩倉字五輪原993番2から  
同 975番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 1月12日

## 山形県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年1月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|---------------------------------------|---|------|------------------------|-------------|
| 東田川郡三川町東沼字村岸88番 2 から<br>同 字沖115番 2 まで |   | 旧    | 13.8 メートル<br>と         | メートル<br>152 |
|                                       |   |      | 12.7                   |             |
| 東田川郡三川町東沼字村岸400番 2 から<br>同 410番 2 まで  |   | 旧    | 33.0 メートル<br>と         | メートル<br>273 |
|                                       |   |      | 17.2                   |             |
| 同                                     | 上 | 新    | 33.0 メートル<br>と<br>17.2 | 同 上         |

## 山形県告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年 1月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東沼長沼余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|-------------------------------------|---|------|------------------------|---------------|
| 東田川郡三川町東沼字村岸72番 1 から<br>同 424番 2 まで |   | 旧    | 10.0 メートル<br>と         | メートル<br>1,552 |
|                                     |   |      | 5.4                    |               |
| 東田川郡三川町東沼字沖263番から<br>同 423番 1 まで    |   | 旧    | 76.0 メートル<br>と         | メートル<br>696   |
|                                     |   |      | 21.6                   |               |
| 同                                   | 上 | 新    | 76.0 メートル<br>と<br>21.6 | 同 上           |

## 山形県告示第23号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年11月20日 指令村総建第5018号
- 2 工区に含まれる地域の名称  
第二工区  
寒河江市大字八鍬字南1306番、1307番、1308番、1309番 1、1343番 1、1430番27の一部
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市中央一丁目 9 番45号  
寒河江市土地開発公社

## 山形県告示第24号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年11月20日 指令村総建第5018号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡西川町大字睦合字滝ノ前甲402番、甲403番、甲405番 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

西村山郡西川町大字睦合甲242番地  
有限会社玉谷製麵所

山形県告示第25号

次の開発行為は、完了した。  
平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年 5月11日 指令最総建第 2号
- 2 工区に含まれる地域の名称  
第 2 工区  
最上郡最上町大字大堀字立石925、924 - 1、924 - 2、923、922 - 1、922 - 2、916、917 - 1、917 - 6、917 - 1 地先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
最上郡最上町大字大堀277の 6  
株式会社大場組 代表取締役 大場利秋

山形県告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。  
平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第275号
- 2 指定の場所 南陽市三間通円蔵西1304番の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長54.57メートル
- 4 指定年月日 平成18年12月27日

山形県告示第27号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8 月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中 「 " 徳 町132番 地 」 を 「 " 春日一丁目 2 番12号 」 に改める。

別表第 6 中 「 " 大字白岩182 番地 」 を 「 " 大字白岩6101 番地 1 」 に、

|      |            |   |   |   |   |   |
|------|------------|---|---|---|---|---|
| "    | " 大字名取1086 | " | " | " | " | を |
| 西郷支店 | 番地の 2      | " | " | " | " |   |
| "    | " 大字檜山461  | " | " | " | " | を |
| 大倉支店 | 番地の 1      | " | " | " | " |   |

|      |            |   |   |   |   |    |
|------|------------|---|---|---|---|----|
| "    | " 大字名取1086 | " | " | " | " | に、 |
| 西郷支店 | 番地の 2      | " | " | " | " |    |



|             |                    |   |              |                    |    |
|-------------|--------------------|---|--------------|--------------------|----|
| 〃<br>宮沢第一支店 | 〃 大字正 蔵<br>162番地   | を | 〃<br>尾花沢中央支店 | 〃 新町五丁目7<br>番39号   | に、 |
| 〃<br>宮沢中央支店 | 〃 大字押切<br>192番地の12 |   | 〃<br>宮沢支店    | 〃 大字押切192<br>番地の12 |    |

|            |                     |   |   |   |   |   |
|------------|---------------------|---|---|---|---|---|
| 〃<br>大石田支店 | 北村山郡大石田町緑<br>町9番4   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | を |
| 〃<br>横山支店  | 〃 〃 大字<br>横山114番地   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |   |
| 〃<br>豊田支店  | 〃 〃 大字<br>豊田601番地   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |   |
| 〃<br>海谷支店  | 〃 〃 大字<br>海谷843番地の2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |   |

|            |                               |   |   |   |   |    |
|------------|-------------------------------|---|---|---|---|----|
| 〃<br>大石田支店 | 北村山郡大石田町大<br>字大石田乙201番地<br>の9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | に、 |
|------------|-------------------------------|---|---|---|---|----|

|           |                      |   |   |   |   |   |
|-----------|----------------------|---|---|---|---|---|
| 〃<br>羽黒支所 | 〃 羽黒町荒川字<br>谷地堰9番地の5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | を |
| 〃<br>広瀬支所 | 〃 羽黒町後田字<br>中田132番地  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |   |
| 〃<br>手向支所 | 〃 羽黒町手向字<br>手向218番地  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |   |

|           |                      |   |   |   |   |    |
|-----------|----------------------|---|---|---|---|----|
| 〃<br>羽黒支所 | 〃 羽黒町荒川字<br>谷地堰9番地の5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | に、 |
|-----------|----------------------|---|---|---|---|----|

|           |                               |   |   |   |   |   |
|-----------|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| 〃<br>三川支所 | 東田川郡三川町大字<br>横山字横山139番地<br>の5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | を |
| 〃<br>東郷支所 | 〃 〃 大字猪子<br>甲71番地             | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |   |

|           |                               |   |   |   |   |    |
|-----------|-------------------------------|---|---|---|---|----|
| 〃<br>三川支所 | 東田川郡三川町大字<br>横山字横山139番地<br>の5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | に、 |
|-----------|-------------------------------|---|---|---|---|----|

|            |                    |   |   |   |   |   |
|------------|--------------------|---|---|---|---|---|
| 〃<br>温海支所  | 〃 湯温海字湯之<br>里284番地 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | を |
| 〃<br>念珠関支所 | 〃 鼠ヶ関字興屋2<br>番地3   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |   |

|           |                    |   |   |   |   |       |
|-----------|--------------------|---|---|---|---|-------|
| 〃<br>温海支所 | 〃 湯温海字湯之<br>里284番地 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | に改める。 |
|-----------|--------------------|---|---|---|---|-------|

附 則

この規程は、平成19年1月15日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は同月22日から、別表第6の改正規定中庄内たがわ農業協同組合広瀬支所、手向支所、東郷支所及び念珠関支所に係る部分は同月29日から、同表の改

正規定（「" 大字白岩182  
番地」を「" 大字白岩6101  
番地 1」に改める部分に限る。）は公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第1号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年1月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

「東根農村勤労福祉センター」を「温泉第二公民館」に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年12月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 ひだまりの家かほく

(2) 代表者の氏名

黒田 正昭

(3) 主たる事務所の所在地

西村山郡河北町谷地丁45番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ利用者に対して、自立支援に関する事業を行い、自立の力を引き出し、社会生活に適應できる能力を育むこと、及び地域との交流をはかり、障害者福祉の拠点施設となり地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 たんぼぼ会

(2) 代表者の氏名

佐藤 吉次

## (3) 主たる事務所の所在地

寒河江市大字島字島北67番地の3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域生活をする、又、今後地域生活を希望する精神障害者に対して、小規模作業所及びその他の社会復帰活動運営に関する事業を実施し、日中活動・就労訓練・生活訓練・対人交流の場を提供する事と精神保健福祉の啓蒙活動に係る事業を通じて社会福祉の増進を図る事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年12月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 障害者の地域生活を支援する会

## (2) 代表者の氏名

佐藤 恵美子

## (3) 主たる事務所の所在地

山形市鉄砲町一丁目14番53号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人およびその家族を対象に、障害があっても地域で普通の生活が送れるように、必要なサービスを提供することによって、福祉の増進に寄与すること、さらに、障害者の権利擁護の活動を推進し、社会に対して啓蒙活動を行うことによって平等な社会の実現に寄与し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年 1月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年12月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 はーとサービス川西

## (2) 代表者の氏名

安孫子 和郎

## (3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字上奥田3879番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、交通機関空白地である川西町東沢地域の住民、及び置賜地域の福祉サービスを必要とする住民等に対して、移動手段及び買い物代行のサービスの提供と、高齢者世帯等の生活弱者に対しての在宅支援に関する事業を行い、地域に於ける生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                        | 正                        |
|------------|--------------|------|----|--------------------------|--------------------------|
| 平成18.12. 8 | 第1799号       | 1519 | 20 | 天童市大字高楯字影沢北1949番<br>1 から | 天童市大字高楯字影沢北1949番<br>2 から |